

平成 27 年

南三陸町議会議録

第5回臨時会 5月15日 開会
5月15日 閉会

南三陸町議会

平成 27 年 5 月 15 日 (金曜日)

第 5 回南三陸町議会臨時会会議録

平成27年5月15日（金曜日）

応招議員（16名）

1番	後藤伸太郎君	2番	佐藤正明君
3番	及川幸子君	4番	小野寺久幸君
5番	村岡賢一君	6番	今野雄紀君
7番	高橋兼次君	8番	佐藤宣明君
9番	阿部建君	10番	山内昇一君
11番	菅原辰雄君	12番	西條栄福君
13番	後藤清喜君	14番	三浦清人君
15番	山内孝樹君	16番	星喜美男君

出席議員（16名）

1番	後藤伸太郎君	2番	佐藤正明君
3番	及川幸子君	4番	小野寺久幸君
5番	村岡賢一君	6番	今野雄紀君
7番	高橋兼次君	8番	佐藤宣明君
9番	阿部建君	10番	山内昇一君
11番	菅原辰雄君	12番	西條栄福君
13番	後藤清喜君	14番	三浦清人君
15番	山内孝樹君	16番	星喜美男君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐	藤	仁	君		
副	町	長	最	知	明	広	君

会計管理者	芳賀俊幸君
総務課長	三浦清隆君
企画課長	阿部俊光君
管財課長	仲村孝二君
町民税務課長	佐藤和則君
保健福祉課長	三浦浩君
環境対策課長	小山雅彦君
産業振興課長	高橋一清君
産業振興課参事 (農林行政担当)	佐久間三津也君
建設課長	三浦孝君
建設課技術参事 (漁港・漁集事業担当)	宮里憲一君
危機管理課長	阿部明広君
復興事業推進課長	糟谷克吉君
復興市街地整備課長	小原田満男君
上下水道事業所長	及川明君
総合支所長兼 地域生活課長	及川庄弥君
公立志津川病院 事務長	佐々木三郎君
総務課長補佐	三浦勝美君
総務課主幹兼財政係長	佐々木一之君

教育委員会部局

教育長	佐藤達朗君
教育総務課長	佐藤修一君
生涯学習課長	菅原義明君

事務局職員出席者

事務局長	佐藤孝志
主幹兼総務係長 兼議事調査係長	佐藤辰重

議事日程 第1号

平成27年5月15日（金曜日）

午前9時59分 開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 6 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 7 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 8 議案第 69 号 工事請負契約の締結について
- 第 9 議案第 70 号 業務委託変更契約の締結について
- 第 10 議案第 71 号 財産の取得について
- 第 11 議案第 72 号 財産の取得について
- 第 12 議案第 73 号 財産の取得について
- 第 13 議案第 74 号 町道路線の廃止について
- 第 14 議案第 75 号 平成27年度南三陸町一般会計補正予算（第1号）

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第14まで

午前9時59分 開会

○議長（星 喜美男君） おはようございます。

新年度になっての初の議会でございます。大幅な異動があつての初議会でございますので、ひとつ円滑な運営によろしくご協力くださいますようお願いいたします。

本会議開催前に、当局より副町長及び4月1日付人事異動に伴い議場出席課長等に異動があり、議会に紹介したい旨申し入れがありましたので、これを許可いたします。

総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） おはようございます。

4月1日付の人事異動によりまして、議場出席の管理職に異動がございましたので、異動のあった管理職につきましてご紹介申し上げます。

副町長最知明広。会計管理者芳賀俊幸、前職は議会事務局長でございます。管財課長仲村孝二、前職は復興用地課長でございます。保健福祉課長三浦 浩、前職は総務課長補佐でございます。産業振興課参事（農林行政担当）佐久間三津也、前職は町民福祉課長でございます。危機管理課長阿部明広、前職は産業振興課参事でございます。復興事業推進課長糟谷克吉、前職は上下水道事業所所長補佐でございます。復興市街地整備課長小原田満男、宮城県からの派遣でございます。上下水道事業所長及川 明、前職は復興事業推進課長でございます。総合支所長兼地域生活課長及川庄弥、前職は生涯学習課長でございます。教育委員会部局、教育総務課長佐藤修一、前職は教育課長補佐でございます。生涯学習課長菅原義明、前職は復興市街地整備課長補佐でございます。総務課長補佐三浦勝美、前職は議会事務局総務係長でございます。

以上で紹介を終わります。

○議長（星 喜美男君） ただいまの出席議員数は16人であります。定足数に達しておりますので、これより平成27年第5回南三陸町議会臨時会を開会いたします。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（星 喜美男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において、3番及川幸子君、4番小

野寺久幸を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

日程第2 会期の決定

○議長（星 喜美男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、議会運営委員会での協議もあり、本日1日にしてい
と思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、会期は1日と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（星 喜美男君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会閉会中の動向、町長送付議案及び説明のための出席要求につきましては、お手元に配付
したとおりであります。

これで、諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（星 喜美男君） 日程第4、行政報告を行います。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

本日、平成27年第5回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご多忙の中ご出席
を賜り、感謝を申し上げます。

平成27年第4回臨時会以降の行政活動の主なものについて、ご報告を申し上げさせていただ
きます。

初めに、宮城県からの南三陸町防災対策庁舎の県有化に係る提案に対する意見公募手続、い
わゆるパブリックコメントについてご報告を申し上げます。

本町では、宮城県が設置した宮城県震災遺構有識者会議の検討結果を踏まえて、宮城県知事
から通知のあった内容について広く町民の意見を求めました。当初4月1日から4月14日ま
での期間に意見募集を行いましたが、その後集計作業を行う過程において、一部のみなし仮
設住宅等にお住まいの242件の方々への意見提出用紙の送付漏れが判明したため、その方々へ
改めて用紙を送付した上で、意見募集の期間を5月8日まで延長して行いました。

寄せられたご意見の総数は664件であり、その詳細につきましては、現在進めております整

理、分析の作業が終了し次第、町広報やホームページにおいてご意見の要旨を公表する予定であります。意見公募に対する町民皆様のご協力に対し、感謝を申し上げさせていただけたいと思います。

次に、女川原子力発電所に係る登米市、東松島市、涌谷町、美里町及び南三陸町の住民の安全確保に関する協定の締結等についてご報告を申し上げます。

4月20日、宮城県庁において、本町を含むU P Z市町、2市3町と東北電力株式会社による女川原子力発電所に係る登米市、東松島市、涌谷町、美里町及び南三陸町の住民の安全確保に関する協定を締結し、また2市3町と宮城県とにおいて女川原子力発電所周辺の安全確保に関する協定書に係る覚書を取り交わしました。

第3回定例会の際におきましても、議員各位にあらかじめのご説明等をいたしておりますとおり、1点目となるいわゆる安全協定は関係市町の住民の方々の安全確保を目的に、主として女川原子力発電所の保守、運営に係る関係法令の遵守や積極的な情報の公開、異常時における通報連絡といった事項、さらには立ち入り調査への同行、損害の賠償等に関しまぎまとあります。

また、2点目となる宮城県との覚書においては、県が東北電力に対して施設の新增設等に係る事前協議の回答をするに当たり、関係市町にその内容を説明し、その説明に関し関係市町から意見があった場合にはその意見を付して回答するといったことについて定めたものであります。

今回の協定の締結等を初めとし、今後におきましても国、県、さらには他の関係市町とも緊密な連携を図りながら、より有効な原子力災害対策について引き続き検討し実施してまいりたいと考えております。

次に、本年10月の竣工に向け建設中の仮称南三陸病院及び総合ケアセンターの正式名称についてご報告を申し上げます。

このたび府内関係各課等による検討、調整の結果、病院については南三陸病院、総合ケアセンターについては総合ケアセンター南三陸とする決定をいたしました。病院及び総合ケアセンターは、医療、保健、福祉の一体整備として取り組んできたものであり、震災後の大規模公共施設の本設復旧の第1号となるものであります。

今後も安心して住み続けられるまちづくりの実現のため、復興まちづくりを進めてまいる所存でありますので、引き続き議員各位の特段のご理解とご協力を願い申し上げます。

なお、この件に関する条例の制定等、所要の手続につきましては、いずれ改めまして議会に

提案させていただきますので、よろしくお願ひを申し上げます。

以上を申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 暫時休憩をいたします。町長の行政報告に対し伺いたいことがあれば、休憩間に伺ってください。

午前10時09分 休憩

午前10時42分 開議

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

書面にて提出された工事関係等の行政報告に対する質疑を許します。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 多くの入札結果が報告されております。その中で初めて見る会社があるわけですね。落札した会社。どういう内容ですね。どこの会社で。ないですか、資料。私どももこれ、報告をもらってどこにある会社なのか。何人ぐらいの規模なのか。どういった基準でこれを選んでいるのか。一般競争入札でどうからいろいろなところから来るわけですかけれども、一般競争入札をする際に事前に調査をするわけですよ。本当にこの業者がこれだけの仕事をやれるのかどうかということを逐一調査して、そして入札執行をするという形になるわけですけれども、その辺の調査というのはどのぐらいやられているのか。この忙しい時期ですからそこまではいいですが、落札したこの新しい初めて見る会社、大まかでいいですからお聞かせいただければなと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 契約締結をしていないものですから、詳しいお話はできませんけれども、基本的に制限つき一般競争入札をする場合は、当然経審、それから技術者の数、それからこれまでの工事の実績をそれぞれ提出していただいて、それを審査して適正であるかどうかを確認させていただいているところでございます。

今回制限つき一般競争入札を執行いたしましたそれぞれの入札につきましては、こちらで付した条件に全て適しているという判断のもとに入札を執行しております。それぞれ会社の規模、それから状況ですけれども、大変申しわけありませんが、そこまでは私どももつかんでおりませんので、後刻ご報告させていただければと思っております。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 6番です。

1ページ目の入札結果の下から1番目と下から2番目、ペレットボイラー及びペレットスト

ーブについて若干伺いたいと思います。入札結果はこのような形で、残念ながら町内の業者さんが落札できなかつたということは残念な思いがするんですけれども、そこでペレットのボイラー、ストーブを導入する際のペレット自体の供給というか仕入れ、買い付け、何といふんですか、買い付け先というか調達先というのはどのような形で考えているのか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 失礼しました。

現在県内で生産をしているのが、近くですと栗駒に1社ございます。それが多分一番近いんだろうと考えております、当面そこから供給を受けたいなと考えております。そのほかで、岩手県ですと各振興局にそれぞれ1カ所ずつございますので、岩手県であれば住田町にある工場が一番近いのかなと思っています。

いずれにしましても、仕入れ価格といいますか供給価格の問題もございますので、そこはそれこそ広く募集といいますか、調査をしてみたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） ペレットの購入先というと、県内では栗駒、そして岩手にはあるということなんですけれども、将来的に自前という、私はそこが一番大切じゃないかという思いから聞きたいんですけども、よく何キロワット以上の需要がないと、つくるほうも採算というかコストが高くなるということなんですけれども、将来的にはどのような形で考えているのか。もう一度伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 確かに議員おっしゃるように、最初のスタートは自前でそういうプラントをつくって、自前の木材を製品にして使うという構想に進んでいたと記憶をしております。

ただ、そこで提案されたのが、年間最低でも1,000トン消費がないと採算が合わないとということでございました。今回病院等で設置をいたすのが、病院で今想定しているのが年間200トン程度でございますので、まだまだ全体の1,000トンという目標には届かないのかなと考えております。いずれ基本的には公共施設につきましては、ペレットボイラー、それからストーブを設置していきたいと考えておりますし、あわせて民間のそういう需要もふやしていきたいなど。それで、いずれ1,000トンを超えた段階で、独自のプラントをつくるかどうかという判断は別途するようになるかと思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 年間1,000トンの需要がないと採算が合わないということなんですかけれども、これから課長今答弁したようにどのような形でこのペレットストーブ、ボイラーを普及させていくかというそういう取り組みが大切だと思うんですけども、ちなみにこれから復興する上で各団地、例えばペレットストーブを導入する家庭とかとそういったところもあるのかないのか。もしくは、いろいろな補助があって導入しやすくなっているのか、おわかりでしたら。以前は何かあったみたいなんですかけども、今も継続しているのか。

あとは、公共施設を順次かえていくということなんですかけども、かえることよって1,000トンに近づいていけるのかどうか。その見込みというか、せっかく再生可能エネルギーのまちづくりをうたっている上で、少し強く取り組んでいったほうがいいと思うんですが、そこ

の取り組みのところを伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（佐久間三津也君） ペレットストーブ等につきましては補助事業等がございますので、一般家庭の方にそういったことを普及しながら今後PRに努めてまいりたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり） ないようありますので、以上で工事関係等の行政報告に対する質疑を終了いたします。

以上で行政報告を終わります。

日程第5 承認第1号 専決処分の承認を求めるについて

○議長（星 喜美男君） 日程第5、承認第1号専決処分の承認を求めるについてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました承認第1号専決処分の承認を求めるについてをご説明申し上げます。

本案は、平成27年3月31日付で専決処分を行った南三陸町町税条例等の一部を改正する条例制定について、これを議会に報告し、承認を求めるものであります。

改正の主な内容といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、軽自動車税及び町たばこ税の改正、並びに固定資産税の特例措置に関する細目を定めることなどあります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） おはようございます。

それでは、承認第1号南三陸町町税条例等の一部を改正する条例制定について説明させていただきます。

議案書につきましては、3ページから15ページとなってございます。

内容につきましては、議案関係参考資料で説明させていただきたいと思います。議案関係参考資料の4ページをごらください。

まず、趣旨でございますが、平成27年3月31日に公布された地方税法等の一部を改正する法律のうち、一部のものについて関係政令等が同日公布され、27年4月1日から施行することになったため、固定資産税、軽自動車税及び町たばこ税等に係る条例の規定の一部を改正するものでございます。

今回の改正につきましては、国から示された条例例等をもとに、現行の条例と昨年5月の臨時会でご承認いただきました一部改正条例につきまして、若干改正を加えるという内容のものでございます。条文等の詳細につきましては、議案関係資料の新旧対照表でご確認いただくこととし、こちら4ページ、見出し2番の主な改正内容等についてご説明をしていきたいと思います。

全体といたしましては、3月の臨時会終了後の全員協議会において説明させていただいた内容と変わらないものでございます。

（1）の固定資産税関係でございますが、地域決定型地方税制特例措置、通称わがまち特例に関する改正が主な内容となっております。いずれも従来法律で定めていた課税標準の特例措置について、減額の程度などを地方自治体の条例に委任することにより、地域の実情に応じた政策展開が可能となるよう取り組みを進めるというもので、計3件を制定するというものでございます。いずれも既に地方税法で定められていた項目でございまして、その特例期間がこの3月31日で終了となるため、その特例期間を2年間延長する際に条例に委任し、わがまち特例を導入して減額の程度を定めたということでございます。この減額の程度につき

ましても、国の参酌標準による減額の率ということでございますので、こちら説明のとおりでございます。

それから、(2)の軽自動車税でございます。こちらは2点の改正を行っております。1つは、一定の環境性能を有する四輪車等について、その燃費性能等に応じたグリーン化特例、いわゆる税金を軽くするという部分を創設したということでございます。

参考資料の5ページをお開きいただきたいと思います。

こちらの囲み枠に①、②、③とございますが、この内容のとおりの改正ということでございまして、電気自動車やハイブリッド車等で燃費基準等を達成した車両の税額を28年度のみ軽減するという規定でございます。

2つ目は、戻っていただきて平成27年度分以後に適用されるとされていた原動機付自転車や二輪車及び小型特殊自動車に係る税率について、適用開始を1年間延長するということで28年からの課税にするという改正でございます。

いずれもこの改正につきましては、消費税の課税の引き上げの延長等が背景にあるということございまして、このグリーン化特例、税金を軽くする部分につきましては、28年の税制改正において改めてまた議論されるということでございます。

それから、(3)でございます。4ページ、(3)でございますが、町たばこ税でございますが、これにつきましては、旧3級品の製造たばこに係る特例税率を段階的に廃止するということでございます。

参考資料の6ページをお開きください。

旧3級品とされていた紙巻きたばこは、囲み枠の下のほうに書かれておりますが、注意書きに記載のとおりエコー、わかば、しんせい、ゴールデンバットなどの6名柄となります。平成28年4月から平成31年4月にかけて、段階的に税率を引き上げるということでございます。この表の市町村たばこ税の欄をごらんいただき、現行の2,495円から平成31年4月1日の欄の5,262円、これが通常の税率でございますが、これまでに段階的に引き上げるということでございます。

済みません、戻っていただきまして、3の施行日につきましては、記載のとおり27年4月1日と28年4月1日ということになってございます。

改正条文は提案のとおりでございますけれども、議案参考資料の7ページから39ページまでが新旧対照表となってございます。ただいま申し上げました改正内容を比較したものでございます。説明のほかには、固定資産税の減額措置の適用年度が更新された部分とか、番号法

に向けた規定の追加、また字句の訂正や条ずれによる条文の改正等も含まれております。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより承認第1号を採決いたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

暫時休憩をいたします。再開は11時15分といたします。

午前10時59分 休憩

午前11時15分 開議

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

建設課長より、答弁の保留がございましたので答弁をいたします。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 先ほど14番議員からのご質問で回答を保留しておりましたので、（「マイク」の声あり）改めましてご報告を申し上げたいと思います。

議案関係参考資料の1ページでございます。

初めに、病院のペレットボイラーを受注いたしました大成温調東北支店でございますけれども、本社につきましては東京都品川区にございます。資本金が51億9,600万円ほどの会社でございまして、年間の受注高が430億円ほどの会社でございまして、関係する技術者といたしまして400人ほど在籍をしているという状況でございます。主に、電気、それから設備関係を主としてなりわいをしているという状況でございます。

続きまして、ヤマト東北支店でございます。本社につきましては群馬県前橋市にございまして、資本金が50億円、年間の売上高が331億円ほどの会社でございまして、関係する技術者が271名となってございます。基本的には、電気、それから管工事、要は設備工事ですね、を主体としている会社でございます。

続きまして、2ページであります太陽光発電の部分でございますが、宮城電設でございますが、これにつきましては、仙台市に本社がございまして、資本金が3,000万円ほど、年間の売

り上げが10億7,000万円ほどの売り上げでございまして、関係する技術者が18名ということでございます。主に電気関係を主たる業務としておりまして、県内にございますユアテックの子会社でございます。

それから、日本ファシリオ仙台支店でございます。本社がやはり東京都港区にございまして、資本金が25億円ほどの会社でございます。年間の売り上げが245億5,000万円ほどの売り上げがございまして、関係する技術者が212名という状況でございまして、主な業種といたしましては、電気、それから設備工事を主に受注しているという状況でございます。以上でございます。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。

日程第6 承認第2号 専決処分の承認を求めるについて

○議長（星 喜美男君） 日程第6、承認第2号専決処分の承認を求めるについてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました承認第2号専決処分の承認を求めるについてをご説明申し上げます。

本案は、平成27年3月31日付で専決処分を行った南三陸町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例制定について、これを議会に報告し、承認を求めるものであります。

改正の内容といたしましては、地方税法施行令の一部改正に伴い、健康保険税の課税限度額の引き上げ及び軽減措置の拡充等を図るものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） それでは、承認第2号南三陸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について説明させていただきます。

議案書は18ページとなります。

内容につきましては、議案関係参考資料の40ページをごらんいただきたいと思います。

まず、1番の趣旨でございますが、町税条例同様、地方税法等の一部改正に係る政令等の公布により、国民健康保険税の課税限度額の見直し及び国民健康保険税の軽減拡充の措置を講ずる必要があることから、今改正となったものでございます。

2番の条例改正の内容でございますが、(1)ですが、国民健康保険税は、基礎課税分、これはいわゆる医療分でございますが、と後期高齢者支援金等課税分及び介護納付金課税分の3つに区分されておりまして、それぞれ課税限度額が設けられております。基礎課税分、すなわち医療分と呼ばれる部分が最も大きくて、現在51万円に限度額が設定されております。後期高齢者医療支援分は16万円、介護納付金分は14万円となり、あわせて81万円が現行の課税限度額となっております。

今回の改正では、医療部分を1万円、後期高齢者支援分を1万円、介護納付金部分を2万円引き上げ、それぞれ52万円、17万円、16万円とするものでございます。結果、課税限度額の合計額は4万円増の85万円となるものでございます。下段の表を見ていただくと、その内容をあらわしてございます。

(2)ですが、これは7割軽減、5割軽減、2割軽減という軽減措置があるわけなんですが、そのうちの5割軽減の基準額の計算において、被保険者数に乗ずる金額を24万5,000円から26万円に引き上げる。それから、2割軽減基準額についても、控除における被保険者数に乗ずる金額を現行の45万円から47万円に引き上げることとしたということでございます。これにより、軽減される世帯数が増加するということでございます。

この2点の改正による当町における被保険者への影響でございますが、全員協議会において説明をさせていただきましたが、再度精査した結果を申し上げますと、平成26年度ベースで限度額超過世帯は医療分では127世帯ございます。これをもとに試算すると、金額にすると250万円ほどの増税となるのかなということでございます。

一方、軽減世帯は5割軽減と2割軽減合わせて54世帯ほど増加すると試算した場合、税収にすると130万円ほど減となるという試算結果でございます。ただし、減収分につきましては、保険基盤安定繰り入れということで、県が減額となった部分の一定部分を支援する制度がございますので、そのまま税額が減少するという内容ではございません。

3番の施行期日につきましては、平成27年4月1日でございます。

新旧対照表では、41ページから43ページがその現行と改正案の対比をした資料となりますので、ごらんいただければと思います。

以上、細部の説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより承認第2号を採決いたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第7 承認第3号 専決処分の承認を求めるについて

○議長（星 喜美男君） 日程第7、承認第3号専決処分の承認を求めるについてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました承認第3号専決処分の承認を求めるについてをご説明申し上げます。

本案は、平成27年3月31日付で専決処分を行った東日本大震災により被害を受けた土地及び家屋に係る固定資産税の減免に関する条例の一部を改正する条例制定について、これを議会に報告し、承認を求めるものであります。

改正の内容といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、この条例において引用する法律名称を改めるものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） それでは、承認第3号東日本大震災により被害を受けた土地及び家屋に係る固定資産税の減免に関する条例の一部改正についてご説明させていただきます。議案書では、21ページでございます。

議案参考資料で説明させていただきたいと思います。参考資料は44ページをお開きください。

こちら新旧対照表となってございます。

この条例は、3月の定例会においてご決定いただいたもので、東日本大震災により被災した土地及び家屋等の減免に関する規定を定めたものでございますが、今回の改正は、その際に触れさせていただいておりましたが、前2件の承認議案と同様、地方税法の改正に伴うものであり、施行前の条例の一部改正が必要となったことから、今回ご承認をいただくものでございます。

こちら新旧対照表の第2条の下線部分、アンダーラインの部分でございますが、引用していた地方税法が改正されたということで、その法律名称を今回改正するという内容でございます。附則の部分につきましても下線が引いてございますが、こちらも同様の考え方でございます。これに係る減免等の内容等が変更されるということでは全くございません。

以上、細部の説明とさせていただきたいと思いますが、よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより承認第3号を採決いたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第8 議案第69号 工事請負契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第8、議案第69号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第69号工事請負契約の締結についてをご説明申し上げます。

本案は、平成26年度ネギ集荷調製施設建設工事に係る請負契約について、南三陸町議会の議

決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付す
ものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜
りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、私から細部説明をさせていただきます。

まず初めに、今回の契約額が4,957万2,000円となってございます。これにつきましては、議
会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定によりますと、予定価
格が5,000万円を超えるものについて議会の議決が必要だということになっておりますので、
今回5,000万円以下でございますけれども、議会の議決を求めるものでございます。

議案関係参考資料の45ページをお開き願いたいと思います。

それでは、議案関係参考資料の47ページをお開き願いたいと思います。

工事名につきましては、平成26年度ネギ集荷調製施設建設工事でございます。この施設につ
きましては、収穫したネギを集めまして皮をむき、そして整えて箱に梱包するまでの作業を
一貫して行う施設になります。

工事場所につきましては、戸倉字上沢前地内でございます。

工事概要といたしまして、鉄骨平屋づくりでございます。延べ面積が510.65平方メートルの
1棟でございます。

入札執行日は、平成27年4月21日。

以下、入札方法、入札状況につきましては、以下のとおりでございます。

13番、工事の期間でございますけれども、本契約締結の翌日から平成27年8月31日とい
うことになってございます。

次ページ、46ページをお開き願いたいと思います。位置図になります。

それから、次ページに建物の平面図が載ってございます。大変薄くて見づらいのでございま
すが、長い方向で約29メーターほどございます。短いほうで16.5メーターほどの建物とな
ってございます。平屋で全てコンクリート土間を打つということでございまして、後日機械等
の設置をするという状況でございます。

48ページに仮契約書を添付しておりますので、ご確認をお願いしたいと思います。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

ございませんか。（「なし」の声あり）ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第69号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第70号 業務委託変更契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第9、議案第70号業務委託変更契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第70号業務委託変更契約の締結についてをご説明申し上げます。

本案は、志津川地区一般国道398号及び一般県道清水浜志津川港線整備事業業務委託に係る契約について、委託金額を変更する必要が生じましたことから、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田満男君） それでは、議案第70号について細部説明をさせていただきます。

本案は、平成26年9月25日に議決をいただきました志津川地区一般国道398号及び一般県道清水浜志津川港線整備事業業務委託の業務委託変更契約の締結についてでございます。

議案関係参考資料49ページをお開き願います。

変更内容としましては、3の業務委託概要で、一般国道398号としまして、舗装工Aイコール776平米、街渠工Lイコール100メーター、一般県道清水浜志津川港線で、舗装工Aイコール1,547平米、Aイコール1,547平米、街渠工Lイコール189メーターが増工分でございます。

次のページの50ページをごらんください。

一般国道398号の変更箇所を示した位置図でございまして、変更箇所として表示した部分が増工箇所でございます。

次の51ページをごらんください。

同じく一般県道清水浜志津川港線の変更箇所を示した位置図でございまして、変更箇所とした表示した部分が増工分でございます。

同じページに標準断面図（幅員構成）という図がございますが、変更前の業務委託内容としまして標準断面図でご説明しますと、図示されている下の部分、路体工や路床工、主に土の盛り立てが変更前の委託業務内容でございます。増工分としましては、標準断面図で図示されている車道や歩道の舗装工、歩車道境界ブロックやL型側溝などが街渠工として計上してございます。

今回の変更箇所につきましては、現在国道45号を工事の進捗に合わせ随時切り回ししながら工事を進めておるわけでございますが、上の山から天王前、天王山にかけての国道45号つけかえ工事に伴いまして、現在の切り回しルートをさらに切り回す必要がございます。今回の変更箇所は、国道45号を切り回すルートに当たり、国道45号としては仮設の切り回しとしての位置づけございますが、将来の完成形を考えますと一般国道398号及び一般県道清水浜志津川港線に当たりまして、かつ道路の高さや幅員なども完成形で整備ができることとなります。完成形での整備となれば施設管理者での施工となり、この場合、宮城県気仙沼土木事務所となるわけでございますが、区画整理地区内の舗装工事であり、地区内の早期完成を図るために、宮城県と南三陸町において工事委託に関する協議により町で道路整備を受託する内容で変更協定を締結することとしたことにより、本委託業務を変更しようとするものでございます。

以上で細部説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

1番後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 今398号と清水浜志津川港線の道路の工事ですけれども、昨年の9月ということだったと思うんですけれども、そのときも当時の市街地整備課長にご説明いただ

いた内容として、上物はもともと県がやるんだという工事だけれども、町がやったほうが、省略して話せば早く終わるので、町で肩がわりして発注しますと。今のご説明でも完成形がもう見える工事なので町がやったほうが早いんだというお話だったと思うんですけども、国道45号の切り回しが係る位置だというところのご説明が、ちょっといまいち町民の皆さんに説明する場合にイメージしづらいので、398号清水浜志津川港線、南北ですかね、に走っている道路に、国道45号というのはこの地点ですと東西に走っているルートだと思いますので、これが一体町民がこの道路を利用する場合に、町民に限りませんけれども利用する場合に、今後どういう障害というか支障というか通行ルートにならなければいけないのかということを、もう少しあみ碎いてわかりやすくご説明いただきたいなということをお願いしたいんですけども、その辺いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田満男君） 現在の国道45号の切り回しルートでございますが、八幡川にかかる橋、八幡橋、昔の県道でございますが、そこを渡りまして上の山のたもとを通りまして、新井田川にかかっていました東橋ですか。東橋のルートが今の国道45号の切り回しのルートでございます。

今回、上の山から天王前、天王山に係る国道45号を工事することによりまして、現在走っている上の山のたもとを走っているところが工事箇所に当たりますので、国道398号、今東西関係で横に走っているところを南北間方向に海のほうですね。仮に十日町迂回路、十日町を走るような形になりまして、将来の398号及び将来の一般県道清水浜志津川港線を一部走るような形で、現在の東橋に向かっていくような迂回路としてございます。また、迂回路を供用する場合には、事前に看板等で周知をしていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 難しいだろうなと思ったんですけども、やっぱり言葉で説明していくだけでも、今必ずあの辺を想像しながら道はたどったんですけども、将来398号であるとか南北に走る道路を先につくっちゃって、そこを45号の迂回路として使ってもらうということなのかなと今想像したんですけども、ということは45号との交差点ができますよね。恐らくそこはこれから志津川市街地のまさに中心になっていくところだろうと思うんですけども、その交差点はまだできずに、南北の道路だけ先にできるという捉え方でいいんでしょうか。そうすると、ちょっと関連になりますけども、例えば先行まちびらきエリアがあの辺五日町あたりにありますよね。そこへのアクセス道ということで398号というのは大

変重要な道路だろうと思うんですけれども、工期的に間に合うのかどうかですね。交差点がないのであれば、乗り入れる道路というのが今後どのように計画されていくのかというのがちょっと見えづらいので、お手数ですけれども、もうちょっと頑張って説明していただければと思いますが。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田満男君） おっしゃるとおり、国道398号一般県道清水浜志津川港線ということで南北に走りまして、国道45号とタッチするわけではございますが、その交差点から上の山、天王前、天王山にかけての工事に着手したいということでありまして、交差点としては南北方向でしかとりあえず迂回路としては設定しておりません。その交差点ができる、上の山から天王前、天王山にかけての道路ができるのが、スケジュール的にことし平成27年度中、大体の目安ですけれども、10月中には供用を始めたいということで考えてございます。

早期まちびらきのエリアについては、現在の八幡橋を渡って今回つくります398号の完成形のところを通って、国道45号の迂回路という形になるわけでございますが、その完成形のところから早期まちびらきエリアについては十分タッチできると考えてございます。以上です。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 済みません、しつこくて。確認させていただきたいんですけれども、イメージしやすいようにというか私もうまく説明できるかわかりませんが、今五日町、十日町のあたりはあれは保育所の下の道路ですね。すぐ下の道路を大きく八幡川を渡って上の山沿いに大きく迂回する道路が今現在ありますよね。そこを皆さん大分多くの方が通っていらっしゃると思うんですけれども、その道路の外側といいますか、その道路に当たらない将来の45号と398号の交差点というのが今盛り土工事を盛んに行っているところだと思うんですけれども、その内部でことしの10月までを目指して完成形に近いというか完成形の道路を先に整備しちゃうと。要は、10月まではそこは通れないけれども、今までの迂回路を使ったままその迂回路に緩衝しない地点の工事を10月まで行って、10月以降は今度は今まで通っていた迂回路から新しくできた道路を通って通行していただくようになるということでおろしいでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田満男君） 済みません。そのとおりでございます。（「わかりました」の声あり）

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第70号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第71号 財産の取得について

○議長（星 喜美男君） 日程第10、議案第71号財産の取得についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第71号財産の取得についてをご説明申し上げます。

本案は、志津川東（第2）地区第3工区に整備する災害公営住宅整備事業に係る財産の取得について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（糟谷克吉君） それでは、議案第71号財産の取得について細部説明をさせていただきます。

議案書24ページに記載のとおり、本議案につきましては、志津川東（第2）地区に整備する第3工区の集合型の災害公営住宅とその附帯施設について、UR都市機構から18億8,056万円の金額で取得を行うものでございます。

議案関係参考資料の54ページをお開き願います。

事業の概要をご説明しますと、整備する施設は鉄鋼造の4階建て2棟、56戸分の集合型住宅

でございます。延べ床面積が約4,300平米でございます。附帯施設といたしまして、駐車場、駐輪場、外部物置きやごみ置き場などを設置する計画でございます。

事業のスケジュールでございますが、既に施工業者も特定されておりまして、本議案議決をいただいた後、来月6月から建築工事に着手をし、28年8月の竣工、入居を目指して整備をする予定となってございます。

次に、55ページをお開き願います。

志津川東地区の土地利用計画図でございます。志津川東地区の災害公営住宅は、赤い斜線部分で示してありますとおりベイサイドアリーナを中心に東西に計画をしてございます。今回の案件の整備地区は、赤い太線で囲んでありますベイサイドアリーナ西側、（第2）地区のうちの第3工区ということになります。

詳細の配置につきましては、次のページ、56ページの配置図をごらん願います。

北側にE棟26戸分、駐車場を挟みまして南側にF棟30戸、それぞれ4階建てでエレベーターも本体工事に含まれてございます。

図面の左の欄には、それぞれタイプ別の戸数を記載してございます。Sタイプが8戸、Mタイプが25戸、Fタイプ23戸の合計56戸となってございます。

また、附帯施設といたしまして、駐車場を79台分、駐輪場を自転車70台、それからバイク10台分などをあわせて整備する予定でございます。

なお、今後につきましては、図面に小さく箱書きで載せてございますけれども、この3工区の西側に第4工区、それから北側に第5工区、これらも面整備の進捗に合わせまして、着工に向け今後提案する予定となってございます。

また、年内中には志津川地区全ての地区において、集合タイプ、それから木造タイプの建築工事に着手可能となるように進めているところでございます。

次のページ、57ページ、58ページには、参考までに立面図を添付しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

4番小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 4番小野寺です。

災害公営住宅第1号誕生と、入谷と名足とできまして入居はされているんですけども、入居された方からこれまでふぐあいとかいろいろな問題点とかはあったのでしょうか。もしあ

ったとすれば、それが今後この公営住宅の建設にどう生かされていくのかお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（糟谷克吉君） 現在3地区3団地、名足、入谷、舟沢で入居が終わってございます。ふぐあいでございますけれども、何件かサッシの取りつけ等のふぐあい等が出ております。瑕疵担保中ということで、こちらで確認をして施工業者に修繕等を依頼して対応に当たってございます。また、今後の建築に際しましても、その辺の対応はしていくつもりでございます。以上でございます。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 確認ですけれども、その瑕疵担保の期間というのはどのくらいだったでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（糟谷克吉君） 1年でございます。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） もう一回確認ですけれども、そうしますと1年過ぎて何か問題があつた場合の対応あるいは負担というのは、どのようになるでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（糟谷克吉君） 軸体等の影響がない限り、軽微な修繕であれば町負担になりますかと思います。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 今野です。

私が1件伺いたいのは、平屋の住宅ではないんですけれども、この図を見てごみ置き場についてちょっと伺いたいんですけれども、1カ所で大丈夫なのかどうか。これから何かバイオ系の集積もあるみたいなので、そのところを伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（糟谷克吉君） 図面でいいますと、E棟の東側に設置を予定してございます。入居戸数56戸でございます。スペース的には小さいといいますか、56戸分で間に合うスペースということで計画をしてございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 間に合うスペースということでわかりましたけれども、そこで今既にごみ出しのルールというか、よく新聞等では何か間違って出したというか、雑に出した人の身

元を確認するとかというのもあるみたいなので、スペース等があるのでしたら、こういった大きい26と30ですので、各棟で出せるようなスペースがあれば管理も楽なんじゃないかと思うんですけども、そのところをもう一回伺いたいと思います。

あとは関連なんですかけども、もうできた入谷、桜沢の住宅についてなんですが、あそこのごみ集積所はどうなっているのかを伺いたいと思います。実は、先日、私はめったに向こうを通らないんですけども、通ったら道路沿いのごみ置き場という金網でできたところがあって、そこがお昼ぐらいだったんですけども満杯になっていたので、そのところを確認を兼ねてお伺いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（糟谷克吉君） 今回の3工区につきましては、今後E棟、F棟のそれぞれのごみ置き場設置も含めまして検討させていただきたいと思います。

それから、入谷、桜沢につきましても確認をさせていただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 確認していただくということでわかりましたけども、そこでこういった団地ができた場合の行政区というか、どういう形に見ているのか。棟ごとなのか、それともここでしたらEとFは一緒なのか。今後、もうそろそろ来年の8月にできるということで検討していると思うんですが、どのような形で行政区を考えているのか。そのところを伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（糟谷克吉君） 新たに新しい土地に移ってくるわけなんですかけども、予定としては100世帯ですか、100世帯単位で行政区を設置するような計画でございますので、今後4工区、5工区も設置されますので、行政区割りはその際に決定するものと予定しております。

○議長（星 喜美男君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 既に入居されている3カ所の災害公営住宅があるわけなんですが、いろいろと入居者からのクレームといいますか問題などもいろいろあるようですが、その中で入谷地区の災害公営住宅、入居して間もなく何か水道のふぐあいといいますか、そういった問題が生じたという話が聞こえてきたんですが、その辺どうなって、何が原因でそうなったのか。その辺、お聞かせいただきたいと。

それから、先ほど課長のお話ですと、もうURさんは、もう既にこの議案になっている案件

につきましては特定の業者が決まってあるというお話ですが、URさんが直接やるわけじゃないし、どこかの業者さんにお願いするわけでありますが、順番として、今ここで議案として議題となっているものがまだ議決されないので、業者が選定されているなんていうことは果たしていいのかどうなのか。順番として事前着工にはならないんですけども、その辺特殊な契約の仕方なものですから。震災になって初めてのやり方なですから、買い取り方でね。そんな感じがいたしました。特定の業者さん、町としても知っておるんですか。まだその辺の報告はなされていないんですか。大丈夫な業者さんなのかどうなのか。URが全て責任を持つわけですからいいかと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） ここで昼食のための休憩をいたします。再開は1時10分といたします。

午後 0時01分 休憩

午後 1時09分 開議

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（糟谷克吉君） 失礼いたしました。午前中の14番議員さんの質問に対して回答をさせていただきます。

まず、入谷住宅の水道管の関係でございます。入居後に水道管の漏水が発見されております。原因につきましては、業者の施工不良によるものでパイプの継ぎ手の締めつけ不足と確認をいたしました。給水管部分の布設がえを業者の責任において実施をいたしました。

それから、先ほど4番議員さんの瑕疵担保期間ということで1年ということで回答いたしましたが、物によって軀体等の大きなものについては10年、それから軽微なものは1年から2年ということで、その契約でうたってございます。

それから、今議案の業者の特定の件でございます。この件につきましては、今回の買い取り案件は、町とUR都市機構が買い取りの契約を結ぶものでございまして、町とその特定業者とは直接契約行為はございません。さらに、特定業者と契約行為を行うのはUR都市機構でございます。今現在は、両者は覚書を締結している状況でございます。本契約までには至ってございません。今回の議会で町とURの買い取りの承認、この議案が承認いただけましたなら、URは特定業者と本契約を結ぶという運びになってございます。

以上でございます。

○議長（星 喜美男君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） その漏水ですが、今の課長の説明ですと業者の施工不良といいますか、というような話で、その入居された方々はそれで不便を來したというお話なんですが、これはあそこの建物というのはURは関係なかったですかね。あれは、直接町が業者と契約を結んでやった建物だったのかどうなのか。URが関係あるかどうかちょっとわかりませんけれども、何日ぐらいその工事をするに入居の方々にご迷惑をおかけしたのか。これは、あの建物一体、水道関係も一体の施工という形だと思うんですが、その業者さんは今後も災害公営住宅の建設にかかわるんですかね。その辺、どのような形になってますか。そういった施工不良をした業者なんですが、その辺、町の対応というのは今後どのようにしていくんですか。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（糟谷克吉君） 入谷地区に関しましても、URから買い取りを行ってございます。住民の不便といいますか修繕に当たっては、断水等も発生をいたしました。正味、途切れ途切れではありますけれども、断水でご不便をおかけいたしました。入谷の災害住宅の施工不良の件につきましては、指名業者指定委員会からURに口頭ですが厳重注意を行つてございます。以上でございます。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。ほかに。7番高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） ここにいろいろ説明があるようですが、集会所の予定地としてこれは2カ所なんですか。何カ所あるんですかね。2カ所なのかな。それで、集会所の何といいますかね、位置づけというか利用方法というか、その辺はどのように、これを含めてこれまで整備したところ、それから今後整備していくところ、集会所全体の利用をさせる考え方というのはどのように考えているのか説明願いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（糟谷克吉君） 今回の3工区につきましては、集会所の設置はございません。予定としましては、第5工区に集会所を設置する予定でございます。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） であれば、関連ということで集会所の利用についていろいろともう整備された中でいろいろと問題になっているといいますか、これは集会所はどのような財源をもって使ったのか。その辺あたりからの考え方によって、地域住民の解釈が公営住宅に入る人たちのものだと。既存の方々には使わせないというそのような問題等も起きているようなんです。

震災当初、この集会所について一般質問等で伺ったことがあるんですが、当時は町にも集会所については考えがあるとそういう答弁であったので期待をしていたんですが、震災前に既存の集会所が全部復旧するのかなど。ところが、いろいろ財源の関係でそういうことはできないということで、いろいろと復興財源を利用してそれで整備していくという形に変わってきましたわくですよ。

それで、被害を受けなかった方々は、ではどこを使えばいいのかなど。そういう現実的にそういう問題が起きているわけですよ。それに対してどのように対応をしていくのか。集会所を管理といいますか担当しているのはどの課でやっているのか。その辺あたりの担当課から説明を願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 私のほうで集会所というコミュニティ関係でありますのでお答えいたしますが、まず集会所のつくり方につきましては、従来のコミュニティの宝くじを利用する方法、それから県の地域被災拠点整備事業の補助を受けてつくる方法、それから防集の事業、災害公営住宅整備事業と大きく4つに分けてそれぞれごとに整備の適用要件が変わることで、町は集会所をこれから復活させていくということをまずご理解をいただきおると思います。

災害公営住宅の集会所につきましては、集会所という位置づけ、一般的に集会所というよりも住宅の施設の一構成物というような観点でありますので、基本的には災害公営住宅の方々がコミュニティの活動のためにお使いいただけるということでございますが、そこにそれ以外の方が使ってはいけないとかというルールはないものと解釈をしております。

災害公営も防集も使い始めるまでにただの箱になりますので、そこにはスリッパとかコップとかの消耗品や備品も必要だろうということで、その面積に応じた備品の配備も町でやらせていただいていると。面積は3つの区分、75平米、100平米、125平米だったでしょうか。その区分に応じて配備をしてそれぞれお使いをいただくと。

はしりはここまでではいいと思うんですけれども、その後の管理も含めたところという部分なんですけれども、まず管理の部分は、公の施設でございますので公営住宅以外は直営か指定管理ということになるんですけれども、例えば防集団地、小さいところはいいんですけれども、50とか70とか中規模、大規模なところは一気にその団地に家が建って団地が醸成されるわけではございませんので、その間については、一定期間町でも何らかの支えをしていかなければいけないんだろうということでやってございます。

それから、被災のない地域につきましては、県の補助を2,500万円上限なんだそうですけれども、それを使いながらもともとの震災前にあったような地域の集会機能としてお使いをいただくということになりますので、震災後はそういう2つ、3つの使い分けをしながら当分の間はいかなければいけないのかなと思っております。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 今全般の解釈をすると、要するに復興財源でやったものではあるが、既存の方々に使わせることもそれも可能ということでおいいんですか。今だんだんに説明の中で、被災のない集会所は、何らかの後での県の補助とかそういうものを使ってやっていくということですが、今私が言っているのは、結局被災した土地で被災されない方、被災した方、その人たちがまだ行政区もしっかり整備されないから、まだその辺難しいところがあるんだと思うんですが、その方々がお互いにお前ほうだ、俺ほうだと言わないで使うことが必要じゃないのかと、使わせることが必要じゃないのかということを今求めているんです。

ですから、状況をよくいろいろと聞いてみると、まだその辺あたりの住民に対する町としての説明が不十分じゃないのかなと。ですから、そういう問題が起きるのかなと。この説明も、例えば自治会長さんあるいは区長さんに説明して、あなたたちから住民に説明してくださいでは、これまた難しいことがあるんですよ。ですから、直接関係のある住民の方々に対してくまなくやはりその説明をし、納得をいただいてトラブルのないような使い方を推進していく必要が、これは必ず必要ですのでそのように進めていただきたいなと思いますが、いかがでしょう。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 事業整備担当課とともに地域の懇談会に出向きます、集会所担当ということで隨時そういう説明を、あるいは要望を聞いたりしながらやってまいりましたつもりでありますけれども、一部なかなかそういう全地区民の方々に趣旨が浸透していないというところにつきましては、これから丁寧に説明をしながら対応してまいります。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第71号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第72号 財産の取得について

日程第12 議案第73号 財産の取得について

○議長（星 喜美男君） 日程第11、議案第72号財産の取得について、日程第12、議案第73号財産の取得について。お諮りいたします。本2案は関連がありますので、一括議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本2案は一括議題とすることに決定いたしました。

なお、討論、採決は1案ごとに行います。

職員をして、本2案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求める。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま一括上程されました議案第72号及び議案第73号の2議案、財産の取得についてご説明申し上げます。

本2案は、東日本大震災により被災した農家の経営再開を支援するため、復興交付金事業の活用による農業機械等の取得について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求める。産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（佐久間三津也君） それでは、議案第72号及び73号の財産の取得についてを一括してご説明させていただきたいと思います。

議案は25ページから28ページ、議案関係参考資料につきましては59ページから62ページとなっております。

本案2件は、被災農地で圃場整備を進めております在郷、西戸川、泊浜、板橋、田表の5地区に係る営農再開に向けた農業用機械の導入となっております。

平成26年度の繰り越し予算による事業でございまして、復興交付金の基幹事業であります被災地域農業復興総合支援事業を活用いたしまして、町が農業用施設の整備とあわせまして農業用機械を導入し、被災農業者等へ対応する事業であります。

まず、議案第72号でございますけれども、こちらにつきましては、水稻に係るコンバイン、フォークリフト等の農業用機械の導入でございまして、この事業の実施地区は議案関係参考資料の60ページをお開きいただきたいと思います。

こちらに位置図がございますけれども、下の地区から在郷、その上にまいりまして西戸川、右の上のはうにまいりまして泊浜、その上でございます板橋、ここにつきましては導入場所が馬場地内と記載しております。左にまいりまして田表の5地区となっております。板橋地区につきましては、格納庫、格納場所が馬場であることからこちらの位置にお示ししておりますところでございます。各地区に導入する機械及び台数は、こちらの図面にも記載しているとおりでございます。

一方、議案第73号につきましては、こちらはネギ栽培に係る収穫機、皮剥ぎ機、選別機等の機械の導入でありますと、実施地区につきましては、議案関係参考資料の62ページをお開きください。

こちらの位置図にございますように、下から在郷、西戸川の2地区となっております。各地区に導入する機械及び台数は、記載のとおりでございます。

今回の農業機械の整備につきましては、いずれも実際に耕作する水稻またはネギの栽培に係る機械について、各地区の機械利用組合や営農組合等と協議の上、機種を選定し導入するものでございます。また、農業用機械の貸し付けに当たりましては、南三陸町被災地域農業復興総合支援事業による財産の無償貸付け等に関する条例の規定に基づきまして無償で貸し付けを行い、耐用年数を経過しました後には無償譲与する計画でおります。

水稻及びネギの栽培で導入する機械の種類、数量の一覧等につきましては、各議案の別紙に記載されておりますとおりでございますので、詳細の説明は省略させていただきたいと思います。

また、入札執行状況につきましては、議案関係参考資料の59ページ及び61ページに記載されておりますので、ご確認をお願いしたいと思います。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は一括して行います。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 72号、73号、機械の導入、購入ということで入札執行されたわけあります。72号なんですが、72号、73号と同じ入札参加業者、2者による競争という内容であります、この予定価格ですね。予定価格、72号が4,650万円。執行結果を見ますと、3,800万円と。この予定価格、何に基づいて予定価格を出したのか。かなりの開きがあるなと思っておるんです。昨今の機械導入じゃないけれども、工事の請負、98%、99%で推移してきた中で、これだけの開きがあるということで、予定価格を設定するに当たって何か問題点があつたのではないかなという感じがするんですね。その辺、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 予定価格の設定に当たっては、基本的には工事等であれば設計書をもとに決定するわけでございますけれども、今回は物品の購入ということもありまして、担当課でその見積もりを通しながら設計額といいますか、予定価格に見合った金額をはじき出したと思いますので、執行課として総務課ではその金額をもとに予定価格として設定させていただきました。

なお、その見積もりの設定等に当たりましてどのような形をとったのかは、産業振興課の参考からお答えさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（佐久間三津也君） 予定価格の設定についてということでございますけれども、業者等、それからあとは近隣市町などから情報を入れまして定価とかそちらを参考にいたしまして、物品の予定価格を積算したということでございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 今、町内の被災に遭った農地が、土地が復旧されておりますけれども、果たしてこれは水稻とネギなんですけれども、農家の人たちにはネギが非常にいいという話を聞いておりますけれども、復興予算をかけて大きな被災地の土地を今お金をかけて修復しております。このぐらいのお金をかけて、また備品等やら倉庫などを計画していますけれども、これが農家の人たちの希望の光になるのかなという感がいたしますけれども、果たしてこの水稻、ネギ栽培ならず、その今修復している土地をどれだけの人が引き継いで今後農家をやっていくのか。その辺を集計などをしているのであればお聞きいたしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（佐久間三津也君） 現在被災農地の災害復旧、それから復旧とあわせて圃場整備をしているところでございまして、圃場整備地区につきましては、た

だいま5地区実施しているところでございます。

その復旧の段階で農家等の方々から耕作希望といいますか、を受けた上で復旧をしているところでございまして、その中でも特に圃場整備地区につきましては、新たな品目といいますかネギということで、こちらは取引価格もよいということでネギ栽培を実施するという農家さんもいらっしゃいますし、そういったことで昨年は特に米価が下落しまして農家の経営もかなり厳しい事情がございますので、町としましてもそれにかわる農作物をお勧めしながら、何とか農家所得の安定に向けてやっていけるように進めているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 担当課長がかわって大変かと思いますけれども、このぐらいの設備をして費用対効果なども我々は考えていかなければならぬ立場です。そうしたとき、この町の基幹産業となるような作付などを考えていただきたい。これは、本来農協さんがすべきことなんでしょうけれども、現在の農協さん、JAさんを見ますと、どうも指導という農産物に対する専門の職員さんなどがいるのかどうかわからないんですけれども、その辺も町としてJAさんに指導方して、この町の特産としていくには何がいいのか。今ネギをやっているようなんですけれども、水稻、米だけでなくて何が合っているのか。この風土、南三陸町の風土にはどういうものを作付していくと、コスト上がるのか。そういうことを見据えて、農協さんなどの指導方もお願いたします。

そして、今これだけの復興予算をかけてやっている土地、それを有効なものにしていくために、やはりみんなで知恵を絞って考えていかなければならぬことだと思います。それは海でも畑でも同じことだと思いますので、皆さん英知を養って努力していただきたいと思います。以上、終わります。

○議長（星 喜美男君） ほかに。（「なし」の声あり） ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

初めに、議案第72号の討論に入ります。（「なし」の声あり） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第72号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第73号の討論に入ります。（「なし」の声あり） なければ、これをもって討論を終

結いたします。

これより議案第73号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第74号 町道路線の廃止について

○議長（星 喜美男君） 日程第13、議案第74号町道路線の廃止についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第74号町道路線の廃止についてをご説明申し上げます。

本案は、環境省によるビジターセンターの新築に伴う町道路線の廃止について、道路法第10条第1項の規定に基づき議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、議案第74号町道路線の廃止について、細部説明をさせていただきます。

本路線につきましては、先ほど町長が申し上げましたとおり環境省で行うビジターセンターの建物の敷地に含まれるということから廃止をするものでございます。

議案書の30ページをお開き願いたいと思います。廃止する路線を載せてございます。

路線名が坂本浜線でございます。幅員が3.8から7.5メーター、延長が87.7メーターの町道でございます。場所でございますけれども、国道398号線と自然の家のカッターの艇庫がございます。それを結ぶ町道になっております。

議案関係参考資料の63ページをお開き願いたいと思います。

大変稚拙な図面で申しわけございませんが、右から左に太く書いてある部分が国道398号線でございます。それから、丸印から三角に示しておりますが、丸が起点、それから三角部分

が終点という記載でございます。

町道の両側の左右岸の部分を今回ビジターセンターの敷地として利用することになってございます。それにあわせて川と町道をそれぞれ振り分けるということで、今計画はなされております。川については、図面の下が上流になりますが、上流からまっすぐ海に流れ出るようつけかえをすると。それから、町道については、左側から艇庫に向かってつけかえをすることでございます。

これらの工事につきましては、全て河川については県の国道、それから防潮堤の工事、それから道路につきましては、防潮堤の工事でそれぞれつけかえをするということでございますので、工事終了後、それを町で引き受けるということで今進めております。

以上で、細部説明とさせていただきますが、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

1番後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 済みません、1点だけ。今お話の中にビジターセンターという言葉が出てきましたので一応確認させていただきたいんですけども、環境省の事業で翁倉山周辺の石巻とかあとは登米市のもくもくランドですか、あの辺と一緒にフィールドミュージアムとして整備していく事業の海側の出口というか、海側の施設ということでビジターセンターの計画をされていると聞いておりますけれども、今整備する敷地の中に町道が入っているのでそれを廃止するんだという議案に関連して、県事業と防潮堤事業で道路と河川を整備していくんだというお話がありましたが、ビジターセンターそのものはどういう計画であったりとか、どの団体が主体となって整備していくものなのか。計画の細部については結構ですので、ビジターセンターの概要、もしくは設置されて開設される実際に稼働していく具体的な年月日、時期など、現時点でわかっている情報があればお知らせいただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 具体的な時期の資料を今持ち合わせておりませんで申しわけありませんが、そこは後ほどとさせていただきたいんですが、ここの整備は、当然国の施設ということで環境省で整備するということになってございます。町は、土地の調整とかそれから施設の有効な活用というところで、国と連携しながらその整備に向けた準備を進めているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 1番後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君）　国で行う事業であるということで町としても連携していくと、そのお言葉がちょっと聞いたかったなと思って質問させていただいたんですけども、一方でネイチャーセンターという町として整備していく施設もあると聞き及んでいます。ですので、その両方をぜひ有効に活用して、町内への例えば交流人口の拡大であるとか、自然の学びの場にしていくんだということをぜひ連携をとっていただきたいと思っております。

加えて1点お伺いしたいのは、一応産業振興課で担当している内容なんだろうと思うんですけども、国の事業と町の事業と県の事業といろいろ複雑に絡みますので、そこにやはり民間の町民が一体そこをどういうふうに使っていくのかということの視点が非常に大切だろうと思いますので、4月から官民連携推進室というのもできましたので、そことは今後どのように連携していくおつもりなのか。今のお考えを聞きたいと思います。

○議長（星　喜美男君）　企画課長。

○企画課長（阿部俊光君）　官民連携推進室、1ヵ月ぐらいでございますけれども、ビジターセンターならずネイチャーセンターも含めて市街地の商店街、そういったもろもろを全部有機的に結びつけていって町の活性化をまず目指すと。その構成として、できるだけ町民も一緒に参加をした形の中でできればいいなという程度の話はしております。さらに、移住、定住などの施策がうまく絡み合うように、これも引き続き考えていくという状況でございます。

○議長（星　喜美男君）　後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君）　この質問をさせていただいているのは、自然環境の活用ということについては、町民の有志の団体であるとか、また自然が豊かなこの町で育った人、この町の魅力を感じてこの町にとどまっている人というのは非常に強い関心を持っていて、具体的に活動されている方というのがかなりの数、町内にいると聞いていますし、私自身も親しくお話をさせていただいたりすることもありますので、今の時点ですと官民連携推進室は町並みの、まちづくりのもしくは商工業者との連携ということに非常に重点を、力を置いているということでありますので今後という話になるんだと思いますが、ぜひ今のうちからそういう連携、つながりをまずつくっていただくために、役場の中だけではなくてそういう人たちと連携を、交流を深めていっていただきたいと思います。その辺、町長なのか担当課でなのかわかりませんが、そういう例ええば交流会とか意見交換会、もしくはそういった団体と既に連絡をとり合っているんだということがあればお聞かせいただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（星　喜美男君）　産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君）　現在環境省と連携がとれているといいますか、行っている連携

についてでございますが、国立公園がキーになるわけなんですけれども、北は青森からずっと南のほうまでの沿岸部をつないだ国立公園としての有効活用ということが、環境省としても非常に大きな問題といいますか課題なものですから、そのつながりの中でどういったことができるかというところでの集まっての会合というのは行っているところなんです。

ただ、議員おっしゃる町内や地元としての活動の部分については、ネイチャーセンターでは友の会という形で地元の人たちでの施設有効活用活動をやっているところですが、まだビジャーセンターについては、施設の整備とその活用の部分についてはこれからなものですから、国でその段階を見ながら地元と連携していこうというときに、きちっとネイチャーセンター側の活動とうまく連動するような形で地元の取り組みも築いていきたいと今考えているところでございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり） ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第74号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第75号 平成27年度南三陸町一般会計補正予算（第1号）

○議長（星 喜美男君） 日程第14、議案第75号平成27年度南三陸町一般会計補正予算を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第75号平成27年度南三陸町一般会計補正予算の概要についてご説明申し上げます。

今補正につきましては、復興地域づくり加速化事業として伊里前市街地整備事業実施設計を計上したほか災害復旧関連経費を追加するなど、緊急性、特殊性のある事業に係る所要額を

計上したものであります。

細部につきましては財政担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） それでは、一般会計補正予算の細部説明をさせていただきます。

改めて、1ページの議案書部分をごらんください。

今回、歳入歳出それぞれ1億7,500万円ほど追加補正いたしまして、予算現計を524億2,400万円ほどとする内容でございます。予算現計を前年度同時期、26年度も5月補正予算がございましたので、その補正予算の規模と比較いたしますと30.7%の増、額にいたしますと123億円ふえている予算という形になります。

また、予算現額を通常分と震災復興分に区分いたしますと、通常分が72億8,800万円、13.9%、震災復興分が451億3,600万円、86.1%という内容になります。また、いわゆる予算総額のうちの普通建設事業費や災害復旧費等の投資的経費、ハード部分と言われる部分の予算総額が391億7,000万円、全体予算の74.7%が投資的経費になります。

では、次に執行予算の説明を行います。7ページをごらんください。

歳入でございます。まず、9款地方交付税、今回震災復興特別交付税を1億1,000万円追加補正してございます。特に、道路橋梁災害復旧費等の財源として見てございます。

13款国庫支出金の民生費国庫補助金、臨時特例給付費補助金2,253万9,000円計上してございます。3款の民生費に充当する財源でございますが、歳出において詳しくご説明申し上げます。100%補助になります。

17款繰入金、今回基金から震災復興基金と復興交付金基金それぞれ繰り入れを行います。4,200万円ほどの繰り入れでございますが、繰り入れ後の現在高見込み、震災復興基金が13億3,000万円残高で残ります。復興交付金基金が181億1,000万円ほど残高で残ります。

次に、歳出、総務費総務管理費でまちづくり推進費24節投資及び出資金で、今回まちづくり会社への出資金1,000万円計上してございます。6月に新しくまちづくり会社が設立予定でございます。町の出資金は、全体出資額の25%未満を予定してございます。

なお、詳細は私の説明の後、企画課長から説明する予定でございます。

次、3款民生費社会福祉事業費で特例給付事業費として2,253万9,000円、歳入、国庫支出金と同額でございます。これは、消費税率引き上げによります影響を緩和するために、低所得者に対して暫定的、臨時的な措置として臨時福祉給付金を支給する内容でございます。対象

は平成27年度分の町民税均等割が課税されない者、今のところ3,200件分を予定してございます。1人当たり6,000円の計上ということで、19節の負担金、補助及び交付金に1,920万円計上してございます。

なお、それぞれの経費につきましては、事務費になります。

9ページをごらんください。

10款災害復旧費1目の道路橋梁災害復旧費です。今回13節委託料に1億円、道路災害復旧工事測量設計委託料として計上させていただきました。全部で6つの橋の災害復旧に係る設計業務です。内容につきましては、まず橋梁の撤去に係る部分が志中大橋、志津川小学校にかかる志中大橋、助作橋、中橋、港橋、4つの橋でございます。あとは港橋の保留解除のための経費の設計もございます。それと寄木橋の設計業務、これら6つの橋の設計業務として1億円計上させていただきました。

次に、庁舎災害復旧費13節委託料700万円、庁舎建設用地地質調査委託料として計上してございます。これは、本庁舎並びに支所、歌津総合支所のボーリング調査を予定してございます。

12款復興費復興効果促進費の復興地域づくり加速化事業費、13節委託料3,650万円、説明欄に伊里前市街地整備事業実施設計委託料とございます。伊里前市街地の整備の実施設計4.4へクタールほど予定してございます。道路、排水、造成設計等を行う内容でございます。議案関係参考資料の最終66ページに土地利用計画図を添付してございます。あわせてご参照いただきたいと思います。

予備費につきましては、財源調整のため減額いたしてございます。

では、次に企画課長から補足説明を行います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） それでは、議案参考資料64ページと65ページをごらんいただきたいと思います。

ただいま総務課長が出資金予算の説明をいたしました。このほど商工会でその概要がまとまりましたので、内容等について私から補足をさせていただきます。参考資料の2ページにまたがっておりますので、両方をご参考にしていただきたいと思います。

まず、名称ですが、株式会社南三陸まちづくり未来、所在地は本吉郡南三陸町、組織の形態は株式会社であります。

資本金4,100万円を予定してございます。

設立の時期ですが、本年6月でございます。

設立の発起人は、現在10名を予定しております。記載のとおりの9名プラス南三陸町長を現在予定ですが、毎日のように実は調整をしておりまして、町長の発起人に名を連ねる部分につきまして、今後若干の調整が必要になるということもございますので、最終的に町長が発起人から抜ける可能性もございますのでここは現在調整中ということでございます。

町全体の資本金4,100万円に対しまして、今回町として1,000万円を出資すると。商工会が200万円ぐらい、出店者がおおむね2,900万円ぐらいの内訳でございます。

役員の構成につきまして、取締役が4名、監査役2名の予定です。設立時の職員は1名を予定しております。

この会社の中心事業でございますけれども、志津川と歌津の商業施設の整備及び諸施設の管理運営の業務でございます。交流施設につきましては、現在観光協会など関連の団体がございますが、そういう団体との連携による管理運営となることも想定をされておりますので、こちらにつきましてはケース・バイ・ケースとなります。

次のページの会社の関係図などもご参考にしながら聞いていただきたいのですが、まちづくり部門の公益事業についてなんですけれども、この会社の事業計画にはまちづくりの推進についても目的に入れてございますが、直接この会社がまちづくり事業を担うということではなくて、基本的には商業活動を中心に行うものでございます。

まちづくりの推進につきましては、行政との連携を図りながら取り組んでまいります。いわゆる志津川市街地のエリアマネジメントになると思うんですけれども、ことしは各種調査事業などが中心になります。本格的なまちづくり事業につきましては、来年度以降になりますので今後の市街地整備でどういう事業が必要なのか、そういう計画づくりを行政とまちづくり会社が連携して行うということで考えてございます。それを担うための人材ですけれども、会社には当初職員が1名しかいないということで、まちづくり部門をある程度担える体制が整えば、そこに町から業務を頼むことも想定されます。

会社の設立の目的と経緯は資料に記載のとおりでございます。

今後のスケジュールですが、6月設立を目指しまして平成28年の10月を目途に新しい商店街の完成を目標にいたします。

以上、志津川、歌津の商店街整備とまちづくりの部分についてですが、復興まちづくりの一翼を担う大変大きな会社、業務ということでございますので、まずは先導的に商店街の整備を行う推進母体となるこの会社に出資をして、まちのにぎわいと生活利便を回復させてまい

りたいので、よろしくご決定賜りますようお願ひいたします。以上でございます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は、歳入歳出一括で行います。なお、質疑に際してはページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

それでは、質疑に入ります。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 1,000万円の出資ということで、まちづくり会社、株式会社になるんだと。6月の登記といいますか設立という計画であります、以前に町が会社に対して出資をするんだと。やる、やらないの問題の前に、まだできていない会社、社長もわからない。推測、憶測といいますか予定。それに町の何といいますかお金といいますか、これを議会で議決することはちょっと早いんじゃないかなという感じがするんですね。誰が社長なのか。どういった、株主が誰々なのか。この発起人はわかったんですが、商工会と今のところ町だけの予定だと。何人ぐらいの株主さんがなるのか。全く今のところない会社に町が出資として出すんだという議決を得るには、ちょっと時間が早いんじゃないかなという感じがするんですがね。予算はとりました、できませんでしたという可能性もあるんですから。その辺、いかがですか。私はちょっと早いと思いますよ。ないものに金を出すんだということなんですから、今の段階では。それをやらなければならない理由というのは何なのか、今の時点で。お金を出さないと設立できないんだということなのか。

町の予算というのは、やっぱりあるものに対して、確定されたものに対してはいいんですが、こういうまだ幽霊会社という言葉が当てはまるか当てはまらないかわかりませんが、できていない会社に町の予算を出すという議決をするということが、果たして正当なやり方かどうかかなという感じがするんですが、その辺どうですか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） おっしゃるとおりまだできていないものに対してということでございますけれども、まず補足で申し上げましたとおり、町のにぎわいを取り戻すためにその先導として商店街の整備をすると、しなければならないと。そのために国の補助を受けて商店街づくりをするという前提でいけば、まちづくり会社をつくってその会社が事業主体となって行うと。

平成28年の秋ごろをオープニングという目標、ゴールから逆算しますと、6月、7月に設立をしたいと。そのためには、設立に当たってはさまざまな資料、法務局に出す法定資料が要ると聞いております。その中の1つで、財務状況を確認する資料なども求められるというこ

とを聞いております。町として、この市街地活性化の一翼を担っていただけるという観点から、一定の出資金をするということを町として決めたということでございますので、会社が正式に設立はされておりませんけれども、町としてこういう支援をするという、財務状況を支えるということから、今回補正でお認めをいただきたいということでございます。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 会社設立とか目的とかはいいんです。私はそれがいいとか悪いとかではない。問題は、まだできていない会社に町の予算を今のところこの議決すればいつでも出せる状態なんですね。だから、それを今やることがどうなのかということなんですよ。ない会社に対して。ない会社に大して出資金という名目で今きょう議決になるわけですから、なるかならないかわからないけれども、それがどうなのかということを言っているんです。やる趣旨はいいんですよ。必要性もわかっているんです。問題は、何度も言うように幽霊会社にお金を出せるかということだ。まだ設立もしないのに。財務状況も何もわからないんですよ、それも。

だから、国の補助金をもらうためには、町もかかわらなくてはならないとかなんとかという一項が設けてあるのであればまた別なんですが、そうでもない限りはなかなかこれは難しいと思いますよ。きょうここで出せるということは。だって、ない会社に社長が誰なものだかわからないし、中身のない会社に、どうして我々判断していいですよということを言えるかということですよ。そこなんです。まちづくり会社設立はいいんですよ。いいんです。趣旨も結構なことです。問題は、予算を計上して議決をする行為そのものがいいのかということですから。そこを聞いているんです。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 実際の出資金としての支出負担行為をするタイミングというのはいつになるのかということはわかりませんけれども、まず会社をつくるという段階で、この4,000万円ぐらいの資本を構成できるめどが立ったのかという資料はやはり法務局にお見せをしない、提示をしなければならないということもございますので、予算がつきましたので即1,000万円を支払うということではなくて、町として一定の出資をする意思を予算という形でお示しをしたいということだと思います。

○議長（星 喜美男君） 暫時休憩をいたします。

午後 2時13分 休憩

午後 2時30分 開議

○議長（星 喜美男君） おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 同じような答弁にならざるを得ないんですけれども、まずあらかじめやはり予算をとっておくということにつきましては、先ほど申し上げましたように法務局の手続をする上でも、間もなくできるであろうという会社に対して一定の出資準備を行政としてしなければならないということについては、ご理解をいただきたいと思いますし、また先に予算をとっておくということは、これから会社ができる、あるいはスタートを切るということでどうしてもやむを得ないことだろうということに思っております。

なお、厳密に参考となる先例の自治体を調べたわけではございませんけれども、まちづくり会社の設立に当たりまして、町あるいは市から出資を伴うようなケースにつきましては、同様の手順をとっているだろうと思っておりますので、当町もそういう形でやらせていただきたいということでございます。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 予算計上のあり方でございますけれども、たまたま今回は24節の計上ですが、ほかも予算科目、例えば15節にしろ科目はいっぱいございますけれども、支出負担行為先が確定した後で予算計上しているわけではございませんので、今回はたまたま一応1社という形では想定してございますけれども、支出負担行為先が未決定であっても予算計上することに関しては、財務関係上全く問題はございません。

ただ、通常まちづくり会社の参加ということを単項の議決がもし必要であればそれで十分な形になりますけれども、今回そのような形は必要でございませんので、予算に計上して町としての姿勢を示したといった内容でございます。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 再度申し上げますが、この事業に対する町のかかわり方にまずいということではないんですよ。それから、私は事業の趣旨も結構ですということなんです。

ただ、私が心配しているのは、今総務課長言ったように計上の仕方、それからきょう議決になったからあしたにすぐ支出するんだということではないとそれはわかるんですが、もしきょう議決されて、いいんです。会社ができなかつたらどうしますか。必ずできるという約束がここで担保できますか、確約の。だから私は言っているんですよ。議決案件でそういうものをいいのかなとそれも心配だということなんです。そのときどうなりますか。会社ができ

なかった場合、きょう議決したその責任というものは我々に降りかかってくるんですよ。町民の方から言われるんです。どこにわけのわからないのに議決してと町民から言われますよ。我々そのぐらい責任を問わなければならないから言うのであって。そうなんです。ですから、何か法的なことが何かないかな。その議決するに当たって納得できるような。そういうことになってくるんですよ。会社が途中で頓挫したと。できなかつたと。そのときの責任というのは、皆さんとりませんよ。我々議会ですよ。議決した責任。そこまで我々は考えなければならぬんです。終わります。何度言ったってわからないだろうから。同じ答弁しか来ないだろうから、終わります。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。1番後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 補正予算ということなのですが、ページ数でいうと8ページの総務費、まちづくり会社ということなんですけれども、まず三、四点ですかね。確認しておかなければいけないのかなと思うんですけれども、以前に我々に対して説明があったときには、第三セクターでまちづくり会社というのをつくって、町のグランドデザインの具現化、もしくは町のにぎわいの創出、またはソフト事業をそのまちづくり会社が担っていくというお話が去年あったと思います。その会社と今回の予算計上された会社というのと一緒なのか、別なのかということをまず1点ですね。別だとするならば、いつか設立されるもう一個のまちづくり会社が設立されるのかと思うんですけれども、そのまちづくり会社2つということになりますので、その説明と一緒にしなくていいのかということを1つ目の質問で先にお伺いしておきたいと思います。

それから、これは財政的なことかなと思うんですけれども、款項として総務費の総務管理費でまちづくり推進費の中でまちづくり会社の出資金が出てきています。考え方なんだろうと思うんですが、町に大きな被害があってその復旧復興というのを4年間ずっとやってきています。その復興予算というのが、このまちづくり会社の設立であるとかまちづくりのソフト面を今後やっていくんだという場合には、町の予算ではなくて国の予算とかそういうものを引っ張ってくるということは、法令上不可能なのかどうなのか。そこをどういうふうに検討されたのかということをお伺いしたいのが2点目。

それから、先ほど前議員もおっしゃっておられましたけれども、町のにぎわいを創出するのに必要なものだということには理解を示すつもりではありますけれども、調整中であるとか、もしくははっきり決まっていないんだと。発起人から町長が抜けるかもしれないというお話も説明の中にありました。そういう細部が余り固まっていないように聞き取れるんですけれ

ども、やはりそこに対して税金を1,000万円投入するということに不安を覚えますので、そこ
の誰に責任があるのかということよりは、どういう今までの経過があつて現時点での提出に
なったのかということをこれは改めてになる部分もあると思いますが、詳しくなくてもいい
ですので、今までの経緯、我々に説明した部分は省いていただいても結構ですから、最後の
説明からきょうまでに一体どういう動きがあったのかということはお聞かせいただきたい。
これが3点目です。

これは4点目は想像というか確認を含めてなんですけれども、民間の商工業者の皆さんが出
資をし合つて出資金4,100万円という中で、2,900万円は出店する方々がみずからお支払いに
なつてまちづくり会社の経営に参加していくんだということですから、これはもう何とい
ますか、民間の人たちがこの町ににぎわいを取り戻すんだという意志のあらわれだろうと思
います。

それで、行政がそこをどういうふうに関与していくのかというのは、これは後押しをすべき
ものであつて足かせになつてはいけないんだろうと思います。町が出資して入ることで、町
の発言とか町がまちづくり会社を例えれば管理していくとか、先導していく方向になるための
出資なのか。民間の業者さんたち、民間のこの町でなりわいをつむぎ出していっている方た
ちのその思いを増幅するために行政が手助けをしているのかということを、お答えは1つし
かないと思いますけれども、はつきりとこの場でお伺いしたいと思います。

以上、4点お願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 9番議員が退席しています。

企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 4点ということで、まず1点目のまちづくり会社、グランドデザイ
ンの具現化をしますと、それに向けて町が会社をつくつて取り組んでまいりますということ
から、あれからまだ1年まではいきませんが結構時間がたちました。この間、グランドデザ
インを具現化するという基本的なフォーマットは変わっておりません。

ただ、町としていろいろ検討をしている中で、やはりいろいろな考え方、手法、方法、そ
ういった事案にぶつかつております。初めてやはりつくるものですから、当然その時々にい
ろいろな方々に相談をしたりました。町としては、年が明けてから商工会の方々と1つの
会社という形で、その屋根は1つなんですけれども、中の入り方についてはこれからいろい
ろ検討するにしても、一緒にやりませんかというような方向性でおおむね固めたところであ
ります。それから、じゃ、まず商業部門が先導しなければならないということで、まちづく

りの体制ができるまで商業者の方々に迷惑をかけるわけにいかないということで、今回こういう形にまず商業施設をつくるということに狙いを絞って設立をするということでございます。

今後、じゃ、そのグランドデザインなり、あるいはソフト事業を担うまちづくりの推進会社をつくるのかどうかということにつきましては、現状つくらない方向で考えております。要は、このまちづくり未来という会社にまちづくりの推進部門、あるいは公益事業なども担っていただきたいと、そういう体制ができるような状況を見据えながら町としてかかわっていくということでございますので、まずはこの会社1本と考えております。

それから、国の補助なりあるいは民間の資金、こういったものを活用していくという部分について、当然民間のまちづくり会社でございますので、民間向けに用意されている制度あるいは資金を積極的に使うということはそのとおりだと思っております。ただ、現時点でどういう制度、どういう事業ということは深く調べてはおりません。

それから、いろいろ時間のかかったという部分につきましては、先ほど申し上げましたように相当慎重に対応させていただいたということでございますが、町の出資金の金額の高ではなくて、やはり税金を投入するという観点ももちろん大事でありますが、商店主個人の方々もいよいよこれからは経済負担をするという段階、ステージに入りますので、それぞの方々もいろいろなことで悩んだり考えたりしたということが多分にあるのかと思います。最終的には、民間の事業を促すというその手助けのために、町として一定の出資をするということでございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） まず1点目からですかね。以前にあったまちづくり会社の話がなくなったわけではもちろんないんでしょうけれども、商工業者さんたちの民間の動きに合わせて今後のまちづくりも考えていく。とりあえずは商工業を先行して、いずれ町のソフト的なこと、グランドデザインに描かれているような何でしたか、ひだのある空間がみたいなお話はありましたけれども、それを実際に南三陸町につくり出していくんだという事業をこのまちづくり会社にいずれ担っていっていただくという方向性で、もう一つの公共施設の配置とかもしくは公益的なまちづくりに関しては、改めてまちづくり会社をつくる考えは今のところないというお考えのようです。

これは、以前に聞いたお話とは明らかに違うと思います。変更されたんだなと認識いたしましたが、それでよいのかどうかですね。以前は、商工業者のそういう動きがあるということは

把握しておりますが、まちづくり会社は第三セクターで、以前あったお話ですと社長になる方は副町長待遇でみたいなお話がたしかあったと思いますが、そういういた団体をつくるんだというお話がありましたが、それはいろいろな調整の中でなくなつたというふうに変更されたんだだと思いますのでそのような解釈いたしますが、よろしいでしょうか。

先ほど2点目でしたか、質問したときに総務費でいいんですかね、これはというお話をさせていただいたんですけども、そこの答弁がちょっとなかつたように思います。

それから、調整中のことが多くあって不安もあると。ただ、民間の動きを後押ししていくんだという姿勢には変わりはないというお話のようですが、商工業者の皆さんがあちづくり会社をつくって自分たちの商店街をにぎわいのあるところにつくっていくんだと、志津川と伊里前を盛り上げていくんだというお話というのは以前からあったわけですけれども、そこに一緒にやりませんかと話を持ちかけたのはどうもこちら側、町からのようにですけれども、お話を聞いて要約すると、一緒にやりませんかと、ただ町はまだいろいろ考えて悩んでおりますのでおくれております、いろいろその辺をうろうろしておりますので、どうか商工業者の皆さん、お先を走ってくださいというふうに聞こえかねないんですけども、それは足かせ以外の何物でもないと思うんですね。そのところをどのように把握しておられるのか。企画課長なのか町長なのかわかりませんが、明確なお答えをぜひいただきたいと思います。

それから、先ほど1点目の質問と関連としてというか、それにつながってというお話になつていくと思うんですけども、町のにぎわいというのはいろいろなところにあると思いますが、まずはやっぱり商売をされている方々が元気に盛り上がっていただくということが町のにぎわいにつながるんだと。そこを町民が利用して町民同士の交流が生まれて、町外からの方との交流も生まれて南三陸町の魅力を発信していくんだということ。そのストーリーはよくわかるんですけども、今後このまちづくり会社の負担もしくは事業内容、事業範囲というものは、どんどん拡大していくんではないかと思います。拡大していくときに、町としてどのような手助けができるのかということをこれは現時点ではありますので、そこはぜひご説明いただきたい。

国や大きい団体の補助を受けるための受け皿としてこういうものが必要だというお考えはよくわかるんですけども、要はお金を引っ張ってくるときの受け皿にはなるからあの仕事はよろしくお願ひしますというスタンスでは、まちがにぎわうわけがありませんので、ぜひ

そこを何というかうにやうにやした答弁で何かはつきり見えてこないので、今の時点で言えないことがいろいろあるんだろうと思いますけれども、せつかくのこの場ですので、この予算を承認するためにぜひ一言いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） ご質問の要旨、大体そのとおりだということで今さらつけ加えてということではないんですが、まず人を雇う、まちづくり部門推進を担うと、公益部門を担うという専用のスタッフを数名雇っていくということになりますと、当然これは1年、2年で終わる仕事ではございませんので、人件費が相当かかると。よほどの自主事業でせいぜい人件費相当も収入が確保できるような会社に自立しないと、とてもでないけれども経済を圧迫するだろうということで、今回はまず会社の経営の先々の部分を見据えて、一旦は身軽な形で走っていただこうということでございます。

このグランドデザインの具現化、いろいろ道路をつくったり広場をつくったりというのはありますけれども、この会社ができるのであればできれば担っていただきたいというのは正直ございますが、現状そういう担えるスキルを持った人材がいるわけではございませんので、これは行政と連携しながらそういった担える人材を探しながら、もしヒットすればこの会社で雇っていただいてそれに必要な部分について町が支援をすると。今回出資金を出すというのも実はそういう意味合いもございますので、そういった担える専門的な人を雇える体制になったらば、この出資金の1,000万円を人件費に充ててどうかやってくださいという意味合いだろうと思っています。決して足かせということではなくて、スタッフを雇ってもらってそういう体制がとれれば、まちづくりをしっかりと頼んでいくということで考えております。

この65ページの図面をちょっと見ていただきたいんですけども、太い線はこの会社本体なんですが、下のほうに四、五枚、細い線で観光協会とかN P O各種団体、地域住民、民間企業など書いてあります。町としては、左下にありますまちづくり事業、この矢印で本来全て未来に頼めるというふうになれば、それは地域で全部地域のことをやれると、それから経済も回るということになりますが、現状この未来にはそういったコンサルティングとかを担えるスキルはないわけですから、そこは担える人を雇っていただければその部分は見ますし、そうでないところはこういった下の細い線の地域の団体の方にやっていただけるのであれば、それを頼むということで考えております。町内でどうしてもいなければ、それは町外の外部の専門業者に頼まざるを得ないということになると思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 2件目の予算の計上のあり方につきまして、答弁漏れがありましたので改めてお答えいたします。

今回たまたま2款の総務費に計上させていただきました。これが例えば12款の復興費に計上しても基本的には誤りではないと思いますけれども、単に震災復興の事業に携わるわけではなくて、これから創世期に向かった全体的なまちづくりのビジョンにも携わっていただく、そういう団体であろうと思いまして、総務費に目的別に計上させていただいた次第でございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） いろいろお伺いしましたけれども、改めて幾つか質問させていただきたいんですけども、この参考資料とか予算書の中でなかなか出てこなかつたグランドデザインの具現化も含めて、今後このまちづくり会社に担っていただくんだというところをお聞かせいただけたので、そこについて質問なんですけれども、今発起人の皆さんということでお名前が出ておりますけれども、いずれそういう町のソフト事業も人材が育ってきたら担つていっていただきたい。もしくは、そこについて官民連携推進室を恐らく中心としてということになると思いますが、行政でも手助けしていきますよというお話をされているんだろうと思いますが、それで向こう側が納得しているのかどうかという手応えはまずぜひお伺いしたいのが1点目と、この説明する資料の中で、グランドデザインの具現化というキーワードが一回も出てきていないと思うんですけども、それも含めて現時点でお互いに折り合い済みなのかどうかということは、1つお伺いしておきたいなと思います。

それから、そもそも以前にまちづくり会社をつくるんだと言われたときに、町内にこういうまちづくり事業をやったことのある人がいないと。もっと言えば日本中で全くなくなっちゃった町はないわけで、新たに町をつくるということを誰もやったことがないんだと。なので、いろいろな英知を結集してまちづくり会社をつくって、この南三陸町を盛り上げていきたいという説明がたしかあったと思うんですけども、ということは、今現状町内に人材がいないということは大分前から明らかだったわけで、そのために外部で少しでもノウハウのある人を引っ張ってきて、この町に招聘してこの町のまちづくり会社を引っ張っていってもらおうという計画だったと認識しておりますが、そこから路線を変更して、今商工業の方を中心に先を行く人たちに人材育成の分野もある種お願いして負担していただいて、まちづくりの今後を担っていっていただこうというお考えでよろしいのかどうか。最後にお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） まず、2点目なんですが、当然その地域にあるいは地元にそういった担える人材がいなければよそから探してくると。当然そのとおりだと思います。

ただ、今この未来の会社で独自でそういった方々を探すネットワークもチャンネルもないということになれば、当然そこは町で探すということになると思いますので、この会社と連携してとにかくできる人を探すると。それも含めて一緒に考えていくということでございます。

それから、手応えということなんですけれども、出資金について、金額の桁数ではなくて町として出資金を一定程度お出ししますという部分も、実は商工会側から要望いただいておりましてそれに対してお答えをした形になりますので、手応えというよりも相互理解はしっかりとしていると思っております。

○議長（星 喜美男君） 6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 6番です。私も若干伺いたいと思います。

まず、65ページの関係図という下を見たんですけども、津波原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金という補助金なんですけれども、これは中小企業庁の補助金だということなんんですけども、そこで岩手、宮城、福島限定の住民生活を支える、そして商業機能の回復を図るという目的みたいなのがあって、住民の早期帰還と復興の加速を図る観点からこの補助金があるということなんですけれども、今までのやつを拡充した形での今回の補助金ということでした。

そこで、公募の概要なんですけれども、そこにはまちづくり会社等による商業施設の整備を支援という言葉があったんですけども、それについて若干伺いたいと思います。今回、4月の1日から多分9月30日までの公募期間、今回第3次ですか、それに応募するんだと思うんですけども、町の中を見てわかるとおり埋め立ての進捗状況等もあったんだと思うんですが、この取り組みとしては遅くなかったのかというかそういう私は疑問を持ちましたので、応募することにおいての時期というんですか、遅くなかったのか。第1点、伺いたいと思います。

あとは、公募の概要なんですけれども、繰り返しますけれども、まちづくり会社等のうちのまちづくり会社以外では公募できないのか。そこを伺いたいと思います。例えば先ほどから何回も出ている商工会さんとか、もしくは今回のこの資料を見せていただいた町長の当町で町の名士といいますか、町長の後援会等の顔ぶれがほとんど出ているようなこういった形でのまちづくり会社じゃなくてはだめだったのか。以前あった有志というか、別にあった町と離れたまちづくり会社等では応募できなかったのか。その点も伺いたいと思います。

それと、ほかの自治体では、全て女川初めまちづくり会社だったのか。まちづくり会社でないところで今回このような補助金で再生しているところがあったのかどうか、伺いたいと思います。

第2点目は、まちづくり会社が設立した場合に、実務を担当するのは誰なのかというか、どこなのか。この会社の概要を見てみると、最初は従業員1人ということですので、どこが実務を担当するのか伺いたいと思います。

最後なんですかけれども、この補助金の額を幾らぐらい予定というか検討しているのか。その額ももしおわかりでしたら、以上3点伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 3点になるかちょっとあれですかけれども、まず津波補助金に係る分の公募、お店の公募ということでおろしいですね。時期が遅かったんじゃないかというタイミングのお話なんですが、実はこの津波補助をとる前にまちなか再生計画をつくるければいけないというルールがあります。この図面にも書いてありますけれども、このまちなか再生計画というのは、敷地が何平米あって、その敷地にどのような店のレイアウトをするのか。あるいは、道の駅をつくるのか。駐車場はどうなるんだ。街路灯はどうなるんだ。非常に細かい、そして個店個店ごとの経営状況まで全部調べ上げた上でまちなか再生計画を出さないと、まずおりない計画なんです。近隣の町の例を例えますと、1年以上かかっています。何回もやり直しをされたということで、町としては、これだけ時間がかかるのであれば、まずは現在の志津川と歌津の商業者を中心に再建をできそうな方でメンバー構成をして、その方々で延べ30回以上ももう研修会をやってきております。ですから、先にまず出店規模を決めなければいけないという前提条件があります。そういったさまざまな事務手続を経て、ようやく津波補助を会社が事業主体になって使えるという段階になりますので、遅いということではなくて、まずメンバーをしっかりとそろえなければいけないという事情があったということをまずご理解をいただきたいと思います。

それから、まちづくりの事務、実務を誰がやることですが、これは会社ですからこの会社がやることでございます。

それから、補助の総額といいますかベースでございますが、大体なんですかけれども、今商店街を整備するに大体8億円ぐらい見込んでいるそうです。これは志津川と歌津合わせてです。8億円の整備事業費に対して6億円の津波補助金を充て込んでいるということでございますので、実はその津波補助金というのも非常に中身が細かくなっていますので、出店者のいろ

いろな状況、現状も全部調べられた上で、出店者ごとにあなたは4分の3、あなたは3分の2と積み上げ方式になるという複雑な制度なもんですから、はっきり何億という計算はまだ立たないんですけれども、大体6億円ぐらいの補助ベースと聞いております。（「公募期間の答弁」「第3次の応募者という」の声あり）

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 済みません。先ほど私が答弁したのは地元の会社中心ということなんですけれども、もちろん町外のマーケットさんもこの事業に参加をすると能够なことがあります。一定、当然その出店者でありますので、記載のとおり50万円以上の出資金をお支払いするなり家賃を払うという義務は発生すると思いますが、それ以外の方も参加できることだそうです。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） わかりました。私がお聞きしたかったのは、今回私ちょっとにわかつに見たやつでこの商業施設等復興整備補助事業の3次募集というんですか、3次公募のそのための補助金なのか。そこの確認がしたかったんですけれども、それとも別の補助金なのか。そこの上で、私は9月30日の締め切りの補助金をあれするには遅かったんじゃないかなと、そこの確認をとりたかったんですけれども。どの補助金、どういう補助金の受け皿としてこの会社を設立するのかとそこのところの補助金が、私先ほどお聞きした3次公募の補助金、この6億円の補助金というのは。そこの部分の確認をお願いしたかったんですけれども。

そして、あとはまちづくり会社、よその自治体じゃなくて、以前というか今も多分あるのかどうかわからないですけれども、存在するまちづくり会社、町とは関係ないまちづくり会社では、その受け皿とはなり得る母体を呈していたのかいなかつたのかというそういう確認の質問だったんですけれども、そこの答弁が何か課長はもうあれしてよその自治体のまちづくり会社のような、コンサル会社のような参入を答弁していただいたんですけれども、私が聞いたのはうちらほうの町にあるまちづくり会社が手を擧げるというか、それに何ですか、請け負えないのかというそのことを質問しました。

あとは、実務を担当するというのは当然会社なんでしょうけれども、普通補助金の受け皿という説明でしたので、やっぱりそれなりのいろいろ課長先ほど答弁あったまちなか再生計画等を十分実行というんですか、実現してく能力等が必要なんでしょうけれども、そこのところをもう一度伺わせていただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 産業振興課としてかかわっている範囲の中でちょっとお答えをさせていただければと思うんですけども、補助金の申請時期にタイミングに合わせてのこれまでの準備の進め方というところで、もっと早目に進められなかつたかあたりのことと、それから組織、町会社を構成するその組織づくりの進め方あたりのところでご質問だと思うんですけども、あらかじめ町としましてもこの補助事業、復興予算ですので復興庁から直接アドバイスをいただきながら、参事官とか町に直接入っていただきながら、どのような再生が最も商業者の方々の希望に合つた形で再生ができるのかということを相当早い時期から相談しながら進めてまいりました。

この時期にタイミングよく進めようということでの商業者の取り組みを進めてまいりましたが、その具体的のやり方としては、現在のさんさん商店街が一番大きな組織といいますか組織的に今やっている中では大きいんですけども、その方々とそれに限らず町内全ての商工会加入の方々、商業者の方々に声がけをしながら、1つのまちづくり会社というものを構成しないとこの補助金が使えないという大前提がございましたので、商業者の方々で1つの会社を設立するという手続を進めてまいりました。ここにどのような会社構成がいいかということの検討に、役場も入りながら商業者の方々で委員を選任して話し合ってまいりましたので、準備としては計画どおりに進めてこの時期に来たということあります。

なお、その選任といいますか話し合いの委員となられた方々は、商業者の方々で公平に話し合いをして選任をされた方々で構成してまいりましたので、皆さんのが後々1つの会社として運営を進めていくときに、最も納得のいく方々を人選して話し合いが進められてきたものと思っておりますので、このタイミング、そしてこの後も復興庁が入ってきて具体的な指導をいただける予定になっていますので、計画どおりに進めてまいりたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） では最後、今課長の答弁があったんですけども、再三復興庁という言葉が出たんですけども、この補助金の母体というかそれは私聞いた中小企業庁ですか。そちらでいいのかどうか、最後確認させていただきたいと思います。

関連なんですかけども、この65ページのその中に観光協会という言葉があるので、ちょっと関連でお聞きしたいんですけども、前回ですか。指定管理で神割崎は観光協会さんがやるということで、私も一応発言した関係上、少し前に犬と散歩を兼ねて行ったんですけども、そうしたら5月1日から開始ということなんですかけども、無事開業できたのか。何か聞く話によると、やっていたようなやつていないようなという。ちょっと私も連休中は忙しくは

なかったんですけども、ちょっと確認できなかつたので、そこのところ関連ではありますけれどもお答えいただければ。これは観光に関する大切なことでございますので。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 予算ですけれども、中小企業庁の財源かと思いますけれども、申請窓口が全て復興庁という制度になっていまして、そのためにご指導いただいております。ご心配頂戴しておりましたその神割崎の指定管理者の活動ですけれども、おかげさまで非常に順調に立ち上がっていると思います。5月のゴールデンウイークがやはり大勢のお客さんがおいでになるということもありまして、立ち上げをかなり頑張って急いでやったものですから、もしかすると、あれ、やっているのかなみたいな立ち上がりになってしまったかもしれませんけれども、広報が不十分でですね。かもしれません、ご来場のお客さんたちに一生懸命おもてなしをし、お客様たちにも好評をいただいているという状況でございます。

○議長（星 喜美男君） ほかに。（「なし」の声あり） ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第75号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。以上で、本臨時会の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもちまして、平成27年第5回南三陸町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後3時09分 閉会